

第六十一回 参議院 商工委員会 會議録 第九号

昭和四十四年四月十日(木曜日)
午前十時二十八分開会

委員の異動

四月三日

辞任

土屋 義彦君

内田 芳郎君

四月四日

辞任

津島 文治君

内田 清充君

四月八日

辞任

土屋 義彦君

内田 芳郎君

四月九日

辞任

二木 謙吾君

楠 正俊君

四月十日

辞任

矢追 秀彦君

補欠選任

沢田 実君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

八木 一郎君

川上 為治君

大矢 正君

赤岡 文三君

井川 伊平君

補欠選任

津島 文治君

内田 清充君

補欠選任

土屋 義彦君

内田 芳郎君

補欠選任

二木 謙吾君

楠 正俊君

補欠選任

土屋 義彦君

内田 芳郎君

補欠選任

沢田 実君

補欠選任

八木 一郎君

川上 為治君

大矢 正君

赤岡 文三君

井川 伊平君

政府委員

通商産業政務次官

通商産業省重工業局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

通商産業省繊維局長

内田 芳郎君

大谷 賛雄君

村上 春蔵君

山本敬三郎君

阿具根 登君

小柳 勇君

近藤 信一君

堀田 啓典君

須藤 五郎君

植木 光教君

吉光 久君

高橋 淑郎君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

小田橋貞寿君

○委員長(八木一郎君) 産業界及び経済計画等に関する調査(自転車競技会の運営に関する件)

○理事補欠選任の件

○産業界及び経済計画等に関する調査(自転車競技会の運営に関する件)

○参考人の出席要求に関する件

○特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八木一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

本日、矢追秀彦君が委員を辞任され、その補欠として沢田実君が選任されました。

○委員長(八木一郎君) この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。それでは理事に土屋義彦君を指名いたします。

○委員長(八木一郎君) 産業界及び経済計画等に関する調査(自転車競技会の運営に関する件)に御異議ございませんか。

○近藤信一君 私は、自転車競技会に対する通産省の指導監督、そうした問題についての通産省のあり方について緊急質問をするわけでございます。

自転車競技会は、わが党としては、基本的には、これは競輪廃止というところで、基本的な問題は、きめられておるわけでございまして、これらに御配慮も、やはりこれが存続する以上は、これらに御配慮も、職員の問題等についてもやはり考慮していかなくてはならぬと私は思うので、この問題につきましては、衆議院の商工委員会でもさきにいろいろと詳しいこと、質疑がなされたこと、ございまして、私は、基本的な問題について、数点ほどお尋ねしておきたいと考えています。

まず、競技会に対する包括的な監督権は、これは法律で明示されているとおりでございまして、通産省としては幾つかありますところの地方の競技会に対する監督権というものが十分なものでなければならぬことはよく承知しておるわけであり、まず、競技会が定めるべき事項の労働問題に、いろいろと通産省におきましては、これが行き過ぎ的なことがなされておるんじゃないかというふうにも考えるのです。しかし、よく考えてみますれば、これらの各競技会に働く職員の待遇の問題、労働賃金の問題等、幾つかの問題があるわけでございまして、いわずもないうる競技会が独自にこれを決定するといふふうなことが現在なされておる。それはやはり通産省の監督下にございまして、中には半強制的に行なつておるというふうな面もあるんじゃないかと思われ、それでございまして、そう考えますと、競技会自体の自主性というものが、私はほとんどないんじゃないか。労働組合はいわゆる競技会の本部などというところと団交を行なうわけでございまして、それが進まない。それは通産省のいろいろな規制の壁にぶつかつておる、その団交自体がスムーズにいかない、こういう点が各地に出ておるというふうな私聞におるのですが、この点は一体どのような仕組みになつておるのか、この点をまずお尋ねいたします。

○政府委員(吉光久君) すでに先生御承知のとおり自転車競技会は、三十六年の総理府に設けられました公営競技調査会の答申の結論に基づきまして、三十七年から特殊法人に切りかえられたわけでございまして、その結果といたしまして、会長、副会長等の任免、あるいはまた事業計画、収支予算につきましても認可制度、あるいは事業報告でございまして、決算書の提出でございまして、あるいは業務報告書等につきましても認可にかかるといふふうな、国の監督権限が非常に強化されてまいつたわけでございまして、当時の立案の趣旨といたしましては、自転車競技会自身が相当な程度に問題を起こしておりましたので、この際、はつきりと特殊法人に切りかえまして、公正円滑な競輪の実施をはかつていこうというふうな趣旨であつたかと思つております。と同時に、また自転車競技会の実際の事業活動に伴います事業経費の関係でございまして、これは施行

者——都道府県でございますとか市町村でございますとかいう施行者——からの交付金によってこれをまかなつておるというふうな、そういうふうな現状もございまして、そういう観点から、通産省といたしましても、従来これらの団体につきまして指導監督というふうなことをやつてまいりました。ただ、いま御指摘になつておりましたように、現実によつておきます各種の指導監督の内容を、いま、しさいに調査いたしておきますけれども、従来の慣性として、いささかそういうふうなことにとらわれて、いささか指導監督面が強過ぎて、向きもあるんではないかというふうな私どもは反省いたしておるわけでございます。できるだけ各団体の自主性がそなわれないよう注意いたしてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○近藤信一 通産省の通達——これは通産省の通達といつても重工業局長名だと思つて、それが——この通産省の通達に先立つて、車両課の担当官が個人名で競技会に指示を与えておる。それに服するようになると、威圧的な指示であると私は聞いておるのです。会長以下役員を持つ権限というものがあるわけによつて抑圧されておるということにも相なろうかと思つておる。そういうこともありますが、労働組合の観点に立つてこれを考えてみますれば、労働組合法第十四条に規定するところの労使間のいわゆる当事者能力といふか、そういうものが明らかに私は否定されるというふうな思われるわけでございますが、そういうことを、競技会の自主性といふものは全くない、こういうことにも考えられるわけでございます。けれども、そういう問題についてはどうお考えになつておられますか。

○政府委員(吉光久君) お話の中にございましたように、労働条件は労使の間で決定されるべきものであるというふうな思つておるわけでございます。この競技会におきましても、給与等につきましても、この問題につきましては、あくまでも労使間で決定されるということが基本的な私どものかま

えであらうかと思つておるわけでございます。ただ、先ほど御説明申し上げましたように、自転車競技会の経費と申しますか、収入は、施行者からの交付金によつてまかなつておるというふうなことになつておるわけでございます。しかも、交付金の額は車券の売り上げ高に依りまして通産省の令にきめましますところの基準に従つて配分されるというふうなことになるわけでございます。長期的には収支が相つた、こういうたてまえからこれらの基準の省令が定められておるわけでございます。したがって、この省令を制定いたします場合には、競技会の経費、その中で特に大きな部分を占めます職員の給与水準というふうなものがどうあるかということが常に問題になるわけでございます。あくまでも適正な給与水準といふことを前提としてこれらの省令が制定されておるというふうな事情にもかんがみまして、毎年の収支予算でございまして、あるいは事業計画といふふうなものは大臣の認可事項となつておるわけでございます。そして、これらのいまのベースアップ問題につきましても、収支予算の変更認可といふふうな手続が必要となつておるわけでございます。したがって、そういう点から、実は従来通産省におきまして、一般社会の給与水準でございまして、あるいは経済情勢等の推移を勘案いたしまして、一つの給与水準的なもの、適正な給与水準と考へられるべきものをつくりまして、これを各競技会に示し、そして、その後予算変更認可手続といふふうな手続をとつてもらふことといたしておつたわけでございます。ただ、先ほど来御指摘いたされたように、当事者能力を前提としてこれらのものを考へます場合には、やはり私も過去に幾回か拘泥しない、もう一ぺんこの際あらためてここのあり方につきましても検討させていただきたいと思つておるわけでございます。

○近藤信一 いろいろと局長が御答弁をされておられますが、各地の競技会の労使間で職員の賃金問題でしばしば紛争が起つておる。局長はそれを御存じか、また御存じないのか、私はわかりませんが、三月にも競技会の職員が大ぜい通産省に参りまして、そして担当官の車両課長に会つていろいろと陳情した点もあるわけなんです。それはやはり常にそういう問題が起つておる。あの職員の人たちは、自分たちの生活問題であるからあつて遠くからやつて来るわけなんです。で、職員の給与改正や、それから補給金の問題におきましても、これは通産省からいろいろと規制しておるといふことが細部にわたつて一つのワケといふものをきめられておる。そして通産省からこうせい、あせいといふふうな指示がいくわけなんです。それが地方にいくのが非常におくれる。それで、地方にいつて労使間でまた交渉に入るわけでございます。それ、一向にそれがのれんに腕押しのような形で解決されない。そういう点から考へると、この自転車競技法の精神からいつても、私はその運営がうまくいかないといふことは、やはり何かのところに欠陥があるんじゃないか、そういうふうにも考へるわけでございます。もう一つは、競技会の役員が実際に自主的に解決できるという給与問題の仕組みになつていない。この点が一つの大きな問題になつて紛糾が起つておるということじゃないかと私は判断をするのです。そういういたしますと、私は通産省として、いま局長が言われましたように、やはり何かの方針を考へていかなければならぬと、こういういま答弁されましたけれども、今後一具体的にはどういふふうなことを考へなは改めていこうとしておられるのか。突然でございましてから、あなたここで即答はできないかもしれないけれども、ある程度の具体的な問題を私はお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉光久君) 全国に入つてございます競技会の給与水準といふものが、常に平準化の方向に動いていかなければならないというふうな感じから従来給与問題について対処してまいつておつたわけでございます。それぞれの団体の給与体系がそれぞれ違つておるというふうなことは、施行者のほうから、都道府県または市町村のほうからの、その交付金収入でその経費をまかなつておるという現状から考へますと、できるだけそこが平準化されるほうが好ましいんではないであらうかというふうな、こういう基本方針で扱つてまいつておりました。それらの基本方針の点と、具体的な俸給表の改正の問題と、そういうふうな一つの立場でものごとを考へておりました関係上、私もいたしましては、俸給表の適用の問題については、それぞれの交渉にまかされておるというふうな感じられていたわけでございます。ただ、従来のやり方を振り返つて考へてまいりますと、どうもやはり当事者能力と申しますか、そういうふうなものについて、少し国が入り過ぎておつたのではないであらうか、こういうふうな感じがしないわけでもないわけでございます。したがって、いま申し上げましたような、基本的にその収入源が都道府県あるいは市町村等の施行者から入つておるというのを頭に置きますと同時に、できるだけいま御指摘ございましたように当事者の自主性といふものが、具体的な問題につきましてもは反映されるような仕組みと申しますか、いままでのような、先ほど来御指摘ございましたような、いづれかといへば相当こまかいところまで指示いたしておりました事項につきまして、これをむしろもっと簡素化したしまして、要するに、大きな事項と申しますか、そういうふうなこの競技会自身によつて立つ財源、収入のものが、そういう施行者のほうにあるというふうな、その線はこれは貫かざるを得ないわけでございますけれども、そういう基本的な線を貫きながら、できるだけ各競技会の特性がそのままだと考へるという形で運営いたしてまいりたいと思つておるわけでございます。

突然のお尋ねでございましたので、実は具体的な問題といたしまして、いまここに準備いたしておりませんけれども、そういう基本方針で本年度早々検討に着手してまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○近藤信一 現在競技会の職員の給与は、いわ

ゆる国家公務員の給与に準じて改正されていくわけでございます。私はこの点が非常に不可解だと思っております。いわゆる補助金でいろいろと給与が支払われておる、しかも一方は特別法人組織の事業団体である。公務員は事業団体じゃないわけなんですね。ところがその給与面だけが公務員に準じてきめなければならない、これは大蔵省との関係もあるだろうと思ふのですけれども、四十三年度の例をとりますならば、これは国家公務員のベースアップが本俸の七・一％で押えられておる、したがって競技会の給与も七・一％以内でこれをやれというふうなことで指示されておるわけなんですね。そうすると一方は事業団体でございますから、やはり大きく利潤の上がる場所では、あそこは補助金が多いわけなんです。通産省では、あそこは競技会が高過ぎるとか、この競技会は低過ぎるといふふうな話を私は聞いたこともあつたわけなんです。でございますが、そういうことをいふと、やはり現在の給与の七・一％と、こういうことになりまして、従来高いところを押えなければならぬとか、低いところを上げなければならぬというふうなこと、配分についても地方でいろいろと問題になつたので、いままで、今度もそうじゃないかと私は思ふのですが、やはりそうするといふのと公務員の給与に準じていくという一つの問題はありますから、そういう結果がそこに出てくるわけなんです。このことについて、私は当否をいまここで追及しようとは考えておりませんが、やはりそういう競技会職員の給与を、競技会とそれから職員とが自主的に解決する、こういう方法が私は望ましいと思ふ。必要以上に通産省が指導監督の立場から給与面だけをいろいろとやられるといふことは、私はどうも納得がいけない、いわゆる職員の諸君は納得がいけないのじゃないかと思ふのですが、この点はどうか。

○政府委員(吉光久君) 現在の競技会の職員の平均給与でございますけれども、ベースアップ前におきまして、三十七・六歳平均で五万八千六百二十七円、これは総平均でございます。公務員が

三十八・三歳で四万八千四百三十円でございます。いずれもベースアップ前でございます。したがって、競技会の職員の平均給与額が必ずしも低いというふうな感じは持っていないわけでございます。またボーナスにしまして、公務員につきましては年間四・四カ月分でございますけれども、この競技会の職員につきましては年間五・八カ月分、こういうふうな状況でございます。ボーナス水準も、一般に比へまして低い水準だといふふうには考えていないわけでございます。また今回のベースアップの関係のアップ率でございますけれども、公務員のアップ率が七・一％平均であつたわけでございますけれども、この競技会におきましてはアップ率最高が一二％、最低が七・三％というふうな状況でございます。これまた公務員ベースを上回るものであつたわけでございます。ただ、いま御指摘ございましたように、また、さきにお答え申し上げましたように、何ぶん同じ団体で働いておられて、団体を異にするによりましてそこに給与水準に相当大きな開きがあるというふうなことは、私はいかなるものであろうか。同じように施行者のほうからの収入金によって財源をまかなつておる団体であつて、団体を異にするに従つて相当そこに賃金ベースに格差があるというふうなこともいかなるものであろうかというふうな点を加味いたしまして、従来、非常に給与水準の高いところにつきましては、アップ率がわりあい低く、従来低いところにおきまして、いなかと申しますか、地方都市関係におきましては、そのアップ率をわりと上げてまいつたというのが今回の考え方であつたわけでございます。こういうふうな、財源がそういうふうな特殊な事情が、この自転車競技会にあるわけでございます。そういう点をどういふ給与水準の場合に、どの程度まで反映していくべきであるかどうかということが、一番大きな問題であらうかと思ふのでございます。ただ、基本的な考え方というふうなものは、やはりこれはあく

までも、全国八団体でございますので、八団体通して考えなければならぬ一つのものもあらうかと思ふわけでございますけれども、細目につきましては、できるだけそれぞれの各団体の中におきまして自主的な運営方式というふうなもので処理してまいるのが最も適當ではないであらうか、こう考へるわけでございます。

○近藤信一君 通産省の給与改正に対する指示というものが、先ほど申しましたように非常におくられておる。それは人事院の勧告が通つてから、それから長いことかかつて、政府がそれについて、最後の決定をする。それからまたしばらくたつてから通達していくというふうなことで、非常におくられるということがあつたわけなんです。それから今度は、地方では団体交渉をやる、こういうことになりまして、いわゆる競技会の職員の給与がずつとおくれまして、結果にも相なるうかと思ふ。それからいま局長が言われましたように、公務員の給与より上回るという点もあるわけなんです。でございますが、それは競技会で利潤が多く上がるところはやはり多く上がるような方法でこれが考へられていかなきゃならぬと思ふのですが、しかし、また全体的に考えまして、非常にアンバランスがあることも私は知つてゐるのです。しかし、競技会が利潤が多く上がりますので、競技会から日自振へ吸い上げていくのも多々ある。競技会としても、自転車振興会としても、やはり何らかの形で、まだほかに補給しておる面もあるわけですね。たとえば中小企業の技術革新のための研究、機械のところに、振興のために出資しておる面だとか、あるいはまた、なんとかかんとかの施設に対してどうするか、オリンピックに出したとか、また万博には出すとか、こういうふうな、新聞では、支出面の点についてもいろいろとあるわけなんです。一体いまだどれくらいあつたのか、いいんです。こまかいことは必要ありませんが、ざつとどれほどいふゆるをしようとした自転車から上げた利益を支出しておるか、そういう面です。

ね。

○政府委員(吉光久君) 振興資金のお話だと思ふわけでございますけれども、振興資金の中に機械工業の振興資金と、それから一般公益事業の振興資金と、二つあるわけでございます。二つに分けて、四十三年度の実績についてお答え申し上げます。

まず、機械関係でございますけれども、四十三年度機械関係全体で六十四億六千五百万円が交付されております。それから公益事業関係でございますけれども、四十三年度五十六億二千四百万円が支出されております。

○近藤信一君 非常にたくさん金額というものが、そういう施設やいろいろな面に支出されておる。そこで、私が思うことは、いわゆる競技会の職員の身分というものは非常に不安定じゃないかと思ふのです。なぜかと申しますならば、局長も御承知のように、今日ギャンブルを廃止するという世論が相當あるわけなんです。で、地方自治体においては競輪廃止に踏み切ろうとしておるところもございまして、もうすでに踏み切つたところもある、こういうことになりまして、競技会に働く職員の身分というものは、まことに不安定になつてくる。そういう競技会の職員の身分についての指導というものが、通産省としてなされていかなければならぬ。一体その点どういふふうな身分保証に対する指導というものをや行なつておるだろうか。これは、私は先ほど言いましたように、いずれは公営ギャンブルというものは廃止の方向に沿つていくと私は思ふのです。またわが党もそれが基本的な線なんです。そうすると、ますます職員の身分というものは不安定になつてくるから、やはりそういう問題を私は真剣に通産省として考へてやるべきじゃないか。その指導をあなたのが考へてやる、これが指導監督の立場にある通産省の立場でなきゃならぬと思ふ。この点どうですか。

○政府委員(吉光久君) 自転車競技会に勤務いた

しております職員は身分不安定の問題でございます。お話ございましたように、各地で自転車競技についての廃止の声も出ておりますし、安心して勤める職場という環境にないことは御指摘がございましたとおりでございます。したがって、実は先ほどお答え申し上げました給与につきましても、実は一般公務員に比べまして平均ベースで一万円強くらい高い給与でございます。すけれども、これを公務員並みに引き下げるといふことは全然考えていないわけでございます。と同時に、また退職していく職員の退職金に金につきましても、配慮すべき必要があると思っております。金はいくらあっても、現在の退職金の引き当ては五〇％というふうなきめられております。このように上昇時でございますので、従来の五〇％というところで妥当であるかどうか。むしろこれを引き上げるべきではないだろうか、こういうふうな考えをしております。その線で関係各省庁とさらに折衝を進めてまいり、退職時における退職手当につきましても遺漏のないように、そういうふうな措置を積極的に考えてまいりたい、このように考えます。

○近藤信一君 いま局長が、退職金引き当て金の問題を言われて、現在五〇％と答えておる。ところが、職員組合は常に一〇〇％を主張しておるわけなんです。私は、利権が多く上がつて、いろいろな施設に何十億という金額を支出するから、やはり退職金の問題も、これはいつこの競輪がなくなくなるかわからぬ、これは早急になくなるかもわかりませんよ、東京都もいわれる廃止論へも踏み切ったようでございますし、そうすると、これは非常に身分が不安定であるから、退職金の問題はやはり組合が要求しておるような引き当て金を一〇〇％——一〇〇％いかなくても九九％、こういう近い数字でもっと通産省が考えていくべきではないか。これは大蔵省との関係もございすけれども、やはり五〇％でいつまでも抑えておくというところは、私は、この身分の不安定な職員の立場というものは、何といえますか、非常

に気の毒な立場だと思ふから、やはりいつつづれるかわからぬというふうな、いつやめなければならぬという、そういう不安な立場にある職員の気持ちというものを、あなた方は十分考えて、そうして退職金引き当て金なども五〇％というものでいつまでも抑えておくというのではなくて、もっと、あなたが言われたように、引き上げていく方向であなたのほうは考えてやるべきだと私は思います。私は、いまあなたが引き上げを考えておると言われたから、これ以上、このことについては申しませんけれども、やはりそういう面が、私は、指導監督の立場にある通産省としてのあたかひ気持でなければならぬと思ふ。ただ規制する面だけをあなたのほうは強力に規制していく、こういうことでは私はいけないと思ふんです。

で、もう一つは、いま不満が出ておりますのは、各競技会の職員があの競技会に入つて普々としてあそこで仕事をしておる。御承知のようにあの競技会というものは、非常に職場的には幅の狭いものですね。だから、あそこにしんぼうしておつても、なかなか頭が壁につかえてしまつて、頭打ちになつてしまつて、そうして身分的にも上がれないわけなんです。たとえば各地の競技会の会長などは、ほとんど通産省からの天下りか、地方におけるところの自治体から押しつけてくる人事か、そういうのが多いわけなんです。通産省からだいたふあつちこつち行つていけることも、私よく知つております。あの天下り人事については、いろいろと国会でも問題になつておる。これは天下りというのか、転出というのか、私は知りませんけれども、やはりいま問題になつておるその天下り人事については、いろいろと毎年この国会で問題になりますから、ああいうふうなことで上層部にどんどんと関係のないところから持つてこられるのでは、あそこにも働ける競技会の職員としても仕事に実態身が入らない。誠意をもつてやろうとしても、よそからちよいと持つてこられるのでは、われわれはいつまでもこんなことをして

いなきやならぬという下積みの職員の不満というものがそこに出てくるわけなんです。一体こうした人事について、あなたのほうはどういうふうな考えをしておられるのか。むしろ通産省から押し込んでいくというふうな傾向もあるんじゃないかと私は思ふんです。あなたがそんなことはないと言われれば、私ははつきり、ここで私の調べたあれから、言つてもいいですが、そういう点について、通産省として今後一体どういうふうな見解を持つておるか。また、どういうふうにしていきたいと思ふのか、この点をお伺いいたします。

○政府委員(吉光久君) 従来の競技会の役員につきましては、官庁方面あるいは地方公共団体方面から出身の役員が非常に多いことにつきまして、御指摘をいただいたとおりでございます。おそれるこの競技会の運営その他が地方公共団体——地方公共団体と申しますよりは、むしろ施行者でございす——と非常に密接な関係を持つておるというところから、こういうふうな人事形式がいわゆる適材適所として行なわれたものだと思うわけでございます。ただ、御批判いただきましたように、やはり競技会全体の運営が、何と申しますか、競技会全体としての士気が沈滞するといふふうなこと、こういう人事が行なわれるといふふうなこと、これはまた他方におきまして大きなゆゆしき問題であらうかと思つてございまして、こういう人事問題につきましても、過去の経緯に拘泥しないで、さらにどうしたらいいかという点について積極的な姿勢で検討をさせていただきますたいと思つてございす。

○近藤信一君 私は、必ず天下りが悪いとは思つておりません。その道に精通した人ならば、運営上においても非常にいいことだと私は思ふ。しかし、職員の立場からこれを考えてみると、職員がこの事業一筋に精励して一生懸命やつておる。ところが何にも競技会の事業に未知数な人、無知識な人がばいばいと入つてくるわけなんです。そうすると、職員の昇進の道というものはみんな閉ざされていくわけなんです。私はこ

が問題だと思ふのです。私は、できればそういうことはやはりその競技会の自主性に待つて、そうしてこれを本省で任命するとか——あれは通産大臣の任命ですか——こういう形をとつていく。そのほうが私は正しいのじゃないかと思ふのです。何も知らないのがばかんと入つてきて、私は会長でございますと言つて会長室におさまつて、この部屋が悪いからこう直せああ直せと言つて、そこに何百万円もかけて部屋を直したり新しい器具を入れたりしている。それでは職員のひんしゅくを買いますよ。その道一筋に精励してきておる職員から見れば、何だと、こういう気持になることは当然だと私は思ふのです。こういうことはやはり今後改めていかなければならぬと私は思ふます。通産省としても、いつまでもそんなことを続けていくのじゃなくて、やはりそういう点は地方の自主性にまかしていつて、そうして精通した者をこのキャップならキャップに持つてくる、こういうことでは私はいけないと思ひます。ただ配分で補給金がもらえるのだから、だれ持つていつてもいいわいと、こういうことでは私はないと思ふのです。いろいろな問題でそれぞれの競技会の職員が苦勞しておるわけなんです。そういうことを私は考えてやらなきゃならぬと思ふのです。一体今後通産省として、そういう人事に対して天下りのことを今後はやめるといふふうな覚悟があるかどうか。その点どうですか。

○政府委員(植木光教君) 先ほど来近藤委員から競技会の運営につきましてもいろいろ御注意をいただき、いずれもごもっともであると拝聴いたしておりました。特殊法人でございますので、通産省として競技会が公正に運営せられるように、また自転車競技が公正円滑に運営されるようにという点につきまして、指導監督をしていかなければならないのは申すまでもございせん。ただ、競技会としての運営は自主的であらねばならないということも同感でございます。したがつて、たとえば労使の

関係、あるいはまた人事の問題等につきまして、いま仰せのごとき方向で私も努力をしてみたいと考えております。

○近藤信一君 最後は、私は注文しておきたいのですが、私が知っているのもあるのです。で、会長が二年ですか、あの会長、副会長の任期というものは、今度の会長が変わるといふときに、職員の中では、当然あの人は今度会長になれるのじゃないか、それが会長になれば次が副会長へ出ていけるというふうな考えを持っておられるへ、突然全然競輪の事業に関係したこともない、また実際そうした仕事について知識があるのかないのかわからぬような人が会長にぼかんと持てこられる。私も驚いたことがある。それは通産省だけじゃなくて、地方でもそういうふうに、今度は地方の施行者側のほうからぼんと会長のいすに押し込んで、そうしてこれを通産大臣が承認する、こういうことでは、私は繰り返して言っておる通りに、職員としては、将来自分は会長にならなくてもある程度のところまではいけると、こう思っておる、昇進できると、こう思っておるやうが昇進できなくなる。全体がそれで頭打ちになる。年齢構成も高まってきていることも私は事実だと思ふ。そういう点をいま政務次官が言われましたように、やはり将来十分通産省としては考えて指導監督に、通産省としては考えて人事の問題についてはやはり地方の競技会の意見というものを十分に聞いて、その上で私は最終的な判断というものをやっていたきたい。このことを私は注文をつけておきまして、この問題については時間もございせんから、本日はこの程度にして質問を終わります。

○委員長(八木一郎君) この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することになったと思ひますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(八木一郎君) 次に、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案について、政府委員から補足説明を聴取いたします。高橋維雄(高橋淑郎君) 提案理由及び概要について御説明申し上げました特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に關しまして、さらに条文に沿ひ、補足的に御説明申し上げます。

第一に、対象業種についてでございますが、従来、第二条に規定されておりましたおり、特定紡績業と特定織布業を本法の対象業種としておりました。が、繊維工業全体の構造改善を達成するためには、繊維工業の一体性からいって相互に密接な関連のある他の部門におきましても所要の対策を講ずる必要があり、この趣旨から、今回、メリヤス製造業と特定染色業を構造改善の対象業種として加えることとしております。

メリヤス生地及びメリヤス製品を製造するメリヤス製造業は、織布業に匹敵する規模を持ち、世界的なニット化傾向の趨勢の中にあつてその成長が期待される業種であり、一方、特定染色業は、わが機械による織物の染色整理業は、繊維製品のも様化・高級化の要請にこたえていくために重要であり、繊維工業におけるキー・インダストリーともいふべき業種であります。

このように重要な業種でありながら、両業種とも設備構造のおくれ、過小規模企業の乱立による過当競争といったような構造上のひずみをかかえており、これを放置すればわが国繊維工業全体

の発展を阻害することになるおそれがございす。このため、両業種を特定繊維工業構造改善臨時措置法の対象業種として加へ、抜本的な対策を講ずることとしたしております。

第二は、メリヤス製造業、特定染色業両業種の構造改善計画の承認についてでございます。これについては、業界が自主的に計画を作成し、それを大臣の承認にからしめる点で、特定織布業と同様でありますので、その関連規定を第三章に追加することとしたいたしました。

ただ、特定織布業におきましては、その計画作成は、産地の商工組合といたしておりますが、メリヤス製造業におきましては、メリヤス製造業商工組合連合会が、特定染色業におきましては、民法上の法人であります特定染色業団体がそれぞれ計画作成、遂行の任に当たることが業界の実態から判断いたしました最も効果的と考えられますので、そのような構成といたしております。

第三に、第十八条におきまして従来の特定織布業に加え、メリヤス製造業及び特定染色業につきましても、政府は、承認を受けた計画に従つて実施される事業について資金の確保と融通のあつせんにつとめ、また関連労働者の職業の安定につき配慮することとしたしております。

第四は、第四十条におきまして繊維工業構造改善事業協会の業務を拡充し、メリヤス製造業及び特定染色業の構造改善に必要な資金の調達、円滑化をはかるための融資及び保証の業務を行ない得ることとし、このための信用基金として政府が出資を行なうとともに、第四十二条の改正によりましてメリヤス製造業商工組合連合会及び特定染色業団体もこの基金に出資し得ることとしております。

第五は、この法律の廃止時期につきましては、メリヤス製造業及び特定染色業の構造改善事業が特定紡績業、特定織布業に二年おくれで昭和四十四年度から五年間にわたつて実施されることとなるため、附則第二条を改正し、昭和四十九年六月三十日まで延長することとする一方、特定紡績業及び特定織布業にかかわる規定につきましては、

従来どおり、昭和四十七年六月三十日までとしておくこととあります。

このほか第五十九条の報告の徴収の規定等、若干の関連規定の整備をいたしております。

本法草案の内容の主要な点につきましては、以上御説明申し上げましたとおりでございます。

○委員長(八木一郎君) それではこれより本案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 私は、ただいま補足説明がございました特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正するこの法律案について御質問をするわけでありますが、まず最初に、繊維工業の構造改善に乗り出したということについてお尋ねしてみたいと思ひます。

なぜそれではこのたび法律の改正をやらなければならなかつたかということ、いまあなたが内容を説明されたとおりでございす。いわゆる日本の経済成長の中で繊維工業というものは、わが提案の中にもいわれておりますように、わが国の繊維工業を取り巻く内外の環境というものは非常にきびしいものであるといふふうにいわれておるわけなんです。そうしてまた繊維産業というものは斜陽産業じゃないか、斜陽産業じゃないか、こういうふうなこともいわれた事実があると思ひます。これは非常に斜陽産業だといわれました。石炭産業、これと同じように現在では相当危険を帯びておるといふこともこれは事実だと思ひます。経済成長といひましても、やはり重化学工業のような地位といふこともまた違ひわけございまして、大体繊維工業というものは、終戦後いよいよ日本の重工業といふものが、何といひますか、非常に大きなショックを受けて、これからどう立ち上がるかといふときに、まづ先に日本の産業再建のためにはということ、軽工業の中心であるこの繊維産業とかまた石炭産業がこれの再建に努力をした。そうしてそこに働く労働者もこれに取り組んで再建に努力してきた。そうしてあるときには繊維の面においては外貨獲得の中

心でもあつたわけなんです。ところがだんだんと経済面においても変動がきて、そうしてこの繊維工業に對しましては、やはりいろいろと後進国といわれる国なども今日ではだんだんと整備されてきている。そうして日本の繊維工業を脅かすような地位になりつつあることもこれは事実だと思ふのです。そう考へてまいりますと、非常に繊維産業の構造改善というものが必要になってくることは、これは事実でございますし、私は、やはりこの繊維工業の改善計画がなされて、当初この本委員会におきましてもいろいろと審議に当たつたわけでございますが、このときにも私はいろいろと申し上げたこともありますが、このことはさしておきまして、やはり今日日本の一つの重要な地位を占めておる繊維産業が危険な状態になつてきた。そこでこの構造改善をやらなければならぬといふことで苦慮しておられることは私はお察しができるわけでございますけれども、やはり重工業と軽工業とを比べてまいりますと、今日では重工業といふものが非常にまだ発展過程にある、世界の産業とも競争でき得る地位にまできておるわけなんですけれども、やはりどうしてここで石炭産業のように行き詰まつてしまつてからではおそいわけでございますから、あなたのほうはこの構造改善をもう一ぺんやろう、こういうことであろうかと私は思ふのですが、この点、将来の見通しについて、あなたのほうは大きな期待をかけておられると思うのですが、そういう点について見解をまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(高橋淑郎君) ただいま先生から御指摘いただきましたように、わが国の繊維産業が置かれてある現状はまさにそのとおりであると思ひます。私たちは決してただいま繊維産業を斜陽産業とは考へておりません。また斜陽産業にしてはならないと思ひます。確かに日本の重化学工業化の進展は非常に著しいものがございます。生産の面、あるいは輸出の面、両面におきまして、この重化学工業化の進展に伴ひまして繊維産業

業のウエートは相対的には低くなつております。しかし、日本の繊維産業は全製造業の中で付加価値額についてみましても一三〇程度、あるいは従業員の数においても一七〇余、あるいは事業所の数についてみましても二二〇余、これは少し古い統計で、たしか四十一年の工業統計の数字だと記憶いたしておりますが、まあこういうような地位を占めております。輸出の面におきましても二十億ドル近いやはり輸出をやつております。これは日本の全輸出の中で一五、六〇程度に相当する。こういうことから考へますと、繊維産業は、私は非常に重要な産業である、こういうふうに考へます。日常生活に欠くことのできない衣料、それから産業用資材、その供給者として国民生活にとつて必要不可欠な部門であります。日本の経済全体の健全な発展のためにも、この繊維産業は着実に維持かつ発展を遂げることが私たちとしてぜひとも要請されるところと考へております。ただほつておいてはたいへんなことになります。それでこの繊維産業がかかえておりますいろいろな構造上の弱さ、もろさ、これを特長法を基軸といたしまして體質改善を緊急に進める必要があるといふことで、御指摘のように昭和四十二年度以降やつていくといふことでございまして、この構造改善事業を基礎として、関係業界の各位が最大の努力を傾注していきますれば、日本の繊維工業は発展途上国との技術的格差といふものを常に保ちながら今後発展を遂げていくといふことは十分私は可能であると思ひます。このことは、先進諸国の繊維産業がそれぞれ近代化を積極的に進め、態勢整備をいたしまして、彼らの生活水準の向上に際しまして増大し、かつ高級化する、あるいは多様化する需要を彼らの繊維産業が満たして、そして存続、発展を遂げておる。こういう例から見ても私は明らかに言へることであらうと思ひます。日本の繊維産業についての見通しについて、このように私考へております。

○近藤信一君 わが国の繊維産業の構造改善をやつて、品質の面からいろいろな面で日本の国内

繊維産業といふものが発展していく。そうすると、どうしても今度は国際市場において競争が激しくなつてくることもこれは事実だと思ふので、特にアメリカにおきまして今度ニクソン政権になつて、ニクソン政権は、日本の新聞等ではしばしば起つておる。これは今日起つた問題じゃないんで、日本の繊維製品についての輸入規制といふものは、もう前からアメリカにあるわけなんです。それがニクソン政権になつてますます強化されていくといふふうに私も聞いておるわけなんです。そういたしますと、日本の輸出産業の大きなシェアを占めておる繊維といふものは非常に苦しくなつてくることも事実だと私は思ふのです。アメリカが今日何がゆゑに輸入規制にやつておるのか、そのいきさつについて、御存じであらうと思ふから、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(高橋淑郎君) ニクソン大統領は就任以降、とにかく貿易の拡大あるいは自由貿易主義といふことを強調しておられますが、ただ唯一の例外は繊維である。繊維についてはこれは特別な事情にあるといふことで、繊維産業の保護のためには何とか輸入の規制といふことを考慮する必要はあるといふ趣旨のことを申し上げております。この点はニクソン大統領が選挙の公約として繊維産業の保護といふことについて述べられておりました。その点がずっと現在まで尾を引いておりました。御存じのように大統領就任後の記者会見、あるいはヨーロッパを訪問されたときの各国首脳との会談においても、繊維の問題についても触れられた模様であります。さらにはスタンズ商務長官が明日ですか、四月の十一日から二十五日までヨーロッパ各国あるいはガット、OECD このよ

も触れられると、このように思われる。したがいまして、この繊維の輸入制限問題というのは、今後非常に大きな問題としてわれわれの上にのしかかってくるといふことで、私たちは非常にその点憂慮し、またこれに對して適切に対処をしなければならぬ、このように考へております。

○近藤信一君 繊維については、アメリカのような先進国が輸入を抑圧しようとするのが私は非常に不可解だと思ひます。また、低関税国といふ発展途上国といつておられますが、これらも繊維問題については非常に迫り上げてきつたところも事実でございますし、また、日本から輸出しておりましたインドは、綿布についてはもう日本から輸出ができなくなつた。そうすれば、今度やはりアメリカ市場におけるところの競争が激化してくることもこれは事実だと思ふのです。その上、一九七〇年には後進国特惠関税が実施される。こういうことになりましたと、一体何を特惠品目にするといふことはまだきまつておりませんけれども、私も、私も考へますと、やはり繊維製品といふものはやはり当然これは入つてくるだらうと、こういうことが考へられるわけでございますが、そういたしますと、この特惠関税品目についての交渉が現在でも行なわれておるのじゃないかと思ふのですが、この点、日本の繊維製品についてこれからの影響をどう考へるかといふこと、それから特に局長も御承知のように、日本の繊維製品といふのはおおむね中小企業の生産といふものが多いためです。そういういたしますと、これらの中小企業が将来どのような結果になつてくるのか、構造改善の暁には、そういう中小企業がどういふふうな今後運営されていくのか、全部構造改善の中に入つてくるのか、切り捨てられるのか、この点も重要な問題の一つになつてくるのじゃないかと私は思ふのですが、この点はどうか。○政府委員(高橋淑郎君) いわゆる特惠対策としましては、一昨年の秋の閣議で決定いたしました基本的な方向、すなわち特惠の供与に關しましては、国際会議の場において最善の努力を尽くして日本

にとつて不利な仕組みにならないように各国に働きかけ、また、日本がどういうような供与方式をとるかという点については日本の考え方を各国によく認識してもらい、あるいは必要に応じてセーフガードを機動的に発動するというようなことを根強く根拠強く主張いたしまして、できるだけ国内産業への影響を少なくするようにとめる、これが方針でございます。また、国内対策として、やはり産業の一その近代化によるコストダウン、また品質を高級化するということを行ないまして国際競争力を強化していく、そのために繊維については見ますれば特定繊維工業構造改善法あるいは中小企業近代化促進法、こういうような法律的な措置に基づきまして構造改善を一段と強力に推進していくことがやはり何よりも大事だと思ひます。それでは現在どういうような交渉が行なわれておるか申しますと、これはまず先進国の間でとにかくこの特惠供与にあたりまして、例外リストと称せられるものを一応出し合ひというところで、過日日本につきましては三月十日にOECDに例外リストを出しました。しかし、これはあくまでも暫定的なものでありまして、大体の国のリストは出そろつたかと思ひますが、たしかアメリカはまだ出してないのではないかと思ひます。またこの例外リストをどういうふうにあい

な配慮を行なうという方針のもとに今回のリストもつくられたというふうに伺つております。

○近藤信一君　やはり今度の構造改善に、メリヤスと染色を加えるわけなのでありますが、このことにつきましては前の構造改善の法律のときにも私もいろいろと申し上げたのですが、やはりこのメリヤスと染色を加えてさらに一歩進めようという形なんだけれども、私はこの前のときになぜ染色なんかも加えないのかと言つてこのとき御質問したこともあるわけなんです。私先日もある商社の人が話をしたわけですが、そのときにその商社という点では、これからの輸出は非常にむずかしいことである。だからうちでもやはり高級品に切りかえての輸出を考えていかなければとていこれはだめですと、こういうお話を私は聞いたんです。さらに私が中小企業の貿易促進のためにソ連に行きましたときも、ソ連でもそれを言つておりました。日本の繊維製品というものはソ連に持つて行けば何でも安いかから売れるということでは、いままでできたのだが、もうこれからはだめですと、とにかくデザインからいろいろとムード的にももつとりつぱなものではなければ、ソ連といえどももう日本の繊維製品を買つたわけにはいきませんと、こういう話があったわけなんです。色彩的にも国際的にも負けないものというふうなことから、染色も今度は構造改善に入れていこうと、こういうふうなことになるんじゃないかと私思ひますが、やはり将来のそうした国際市場で競争していくという点になれば、いろいろの面でもっと考えていかなければならぬ。今度毛織物の染色についてはこれは省いていけるわけなんです、このことにつきましても私は一つの意見を持つておる。やはり毛織物といえども非常に危険な状態であることは、これは事実でございます。また毛織物染色については、やはり何とていまして国際的にまだ若干劣つた点があるんじゃないかと私は思ひますが、そういう点についてい

ろいろとあなたのほうも考えてはおられるのでございまして、今度メリヤスと染色を構造改善に入れたという目的といふものは一体どこにあるのか。この点はどうか。

○政府委員(高橋淑郎君)　メリヤス染色をこの構造改善の業種に追加をお願いしておる申しますのは、コスト競争商品分野における徹底した近代化と、それから高級品、特殊品分野において高度の技術水準を確立するという目的のもとに、一番その繊維産業の中でも大事な部分に当たるメリヤスと染色を加えていただきたい。これがねらいでございます。それから染色の分野につきましては、特に技術の開発あるいは新鋭設備の導入をはかりまして、いま御指摘のありましたように性能あるいは風合いを高めるための各種の特殊加工あるいは堅牢度の高い品物をより多くつくる。あるいは高級品の増大をはかる。こういうことを柱にいたしまして対策を進めていきたい。このように考へておりました、この対策が着実に効果的に実施されれば、付加価値の生産性というものは五年後には約九割方は増加するのではないかと見込まれます。

○近藤信一君　時間もございせんから、もうあと一点だけ質問するわけですが、昨年、本委員会から福井県に調査視察にいきましたときにそこでウオーター・ジェット・ルームという新しい織機を見ました。また染色におきましても、連続式の精練装置が発達してきております。今度構造改善でいわゆる染色とメリヤスは加えられた、

染色も、しかもこれは毛染色は置き去られておるわけですが、私はもう一つ重要なことは、繊維問題で、やはり繊維機械ですね、繊維機械が今度の構造改善に入つてないわけでございますけれども、機械的にもやはり非常に発達してきておる今日でございますし、将来やはり国際市場で競争していくということになれば、まずその基本になる機械の問題も重要視していかなければならぬと私は思ひますが、この点、今回機械はこれは省かれるわけですが、この点についてあなたのほうの考え方はいかがですか、もう時間がありませんから、これだけで私は質問を終わります。

○政府委員(高橋淑郎君)　一言が申し上げればもうそのとおりでございます。繊維業の構造改善をやりました経験から言ひまして、繊維産業の構造改善を進めていく場合に、機械の開発というところが伴うというか、一体的に行なわれていくことがぜひ必要である、こういうことを痛感いたしておりました。したがって、このメリヤス染色の構造改善にあたりまして、この設備開発の促進という点を重要な柱として推進したいと考へております。やや具体的に申し上げれば、日本繊維機械協会と染色メリヤス関係業界との間で定期的な懇談会を持ちまして、そしてユーザーの最も欲する機械の開発について密接な連絡をとりながらその開発につとめる。あるいは公設の試験研究機関の活用、あるいは種々補助金がございますので、この現行制度を活用していきたい。これは同じ省内に關係の部局がございまして、それらの協力を得ながら進めていきたい、このように考へております。

○堀田啓典君　それでは続きまして質問いたしたいと思ひますが、やはり構造改善事業ということとは、当然将来国内的にもまた国際的にも伸びると思ひます。そういう点から考へて、先ほども問題が出ました輸出量の増大、これが非常にわれわれも心配するわけでありまして、このアメリカの輸入制限、そういう問題に対して通産省と

な配慮を行なうという方針のもとに今回のリストもつくられたというふうに伺つております。

○政府委員(高橋淑郎君)　一言が申し上げればもうそのとおりでございます。繊維業の構造改善をやりました経験から言ひまして、繊維産業の構造改善を進めていく場合に、機械の開発というところが伴うというか、一体的に行なわれていくことがぜひ必要である、こういうことを痛感いたしておりました。したがって、このメリヤス染色の構造改善にあたりまして、この設備開発の促進という点を重要な柱として推進したいと考へております。やや具体的に申し上げれば、日本繊維機械協会と染色メリヤス関係業界との間で定期的な懇談会を持ちまして、そしてユーザーの最も欲する機械の開発について密接な連絡をとりながらその開発につとめる。あるいは公設の試験研究機関の活用、あるいは種々補助金がございますので、この現行制度を活用していきたい。これは同じ省内に關係の部局がございまして、それらの協力を得ながら進めていきたい、このように考へております。

○堀田啓典君　それでは続きまして質問いたしたいと思ひますが、やはり構造改善事業ということとは、当然将来国内的にもまた国際的にも伸びると思ひます。そういう点から考へて、先ほども問題が出ました輸出量の増大、これが非常にわれわれも心配するわけでありまして、このアメリカの輸入制限、そういう問題に対して通産省と

して、どのような手を今日まで打ってきたのか。また今後は具体的にどういう方針でやるつもりなのか、また見通しはどうなのか、そういう点をお聞きしたいと思います。アメリカのほうは商務長官もヨーロッパへ行っておる。また、さらには日本にも来るのじゃないか、そのようなことも聞いておきますので、それに比べて、わが国は非常にそういう点が消極的である、何かそういうような私たちは感じますので、ございしますが、そういう点、通産省のお考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(高橋淑郎君) 日本の繊維の輸出全体を見ますと、確かにアメリカをはじめヨーロッパ諸国、いろいろな国で現にいろいろな形で制限を受けております。概括的に申し上げますと、毎年そういう相手国とはしんぼう強く交渉をいたしまして、たとえば数量を増大させるとか、あるいは非常にこまかく品目を分けられておるといふような、そういう面を直すとかというように努力をいたしております。特にアメリカに對しましては、これは現在日米で綿製品取りきめというものがございまして、その範囲内で輸出をやっておりますが、この運用についても改善方を毎年交渉いたしておるといふこととございします。一番の問題であります、新たに綿製品以外の繊維品について、アメリカが日本のみならず主要輸出国に對して輸入制限を求めると、こういう動きにつきましては、先ほど近藤先生にお答えいたしましたようにないま状況になっておるわけでございますが、スタンズ長官も五月の十日に日本にやってくるというところでございしますので、その際、日米間の貿易経済上の問題を中心に話し合う。その中で繊維の問題も必ず取り上げられるだろうというところを考慮しておりますので、それまでの間にこちらとしての対処ぶりを十分関係各省、それから関係の業界とも連絡を密にして万全の態勢を整えて臨みたい、このように考えております。

○塩出啓典君 それで、私が思うのは、そういうアメリカの繊維の輸入制限というのは日本だけではない、対ヨーロッパからの問題もある、東南ア

ジア後進諸国からの輸入制限、そういう問題もあると思うのです。日本とかヨーロッパとか東南アジアとか、そういうアメリカに輸出している国が協調していく、そういう点も大事じゃないかと思ひし、一つはアメリカの国内の輸入制限に反對をするという動きもかなりある、そのように聞いておるわけでありまして、そういう点、今回のこういう法律をつくって、そして繊維業界の改善をはかつていく、しかし輸出の面に行き詰まりがあったならば結局効果というものはあらわれないのじゃないか。そういう点で、私が言ったように、いまそういう積極的な手をとるべきじゃないか、そのように私思ひするので、それと、そういう点、いままで積極的な手をとらなかつたというの、何か特別な理由があるのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 二つに分けてお答えしたいと思ひますが、先ほど申し上げました日米綿製品取りきめを結びました当時は、確かにアメリカの繊維産業、なかなか綿製品というものは非常に苦しい状況にありまして、先方の立場もわからぬではないというところで、取りきめに応じたわけでございます。もちろんその基本になるものは、国際綿製品取りきめというものがございします。ところが今回アメリカが言ひ出してございすのは、綿以外の繊維品、たとえば毛織物でありますとか、あるいは合成繊維、あるいはその混紡製品、そういうものを主体としてあらたに輸入の規制を求めたい、あるいはそのために関係国の協力を求めたい、これは経済的に見ますと、アメリカの繊維産業というものは、ここ何年来、非常に好況裏に推移いたしておりまして、一九六九年の見通しも決して暗いものでない、むしろ明るいというように、先方の資料、あるいは見通しからも受け取れるわけです。全く経済上の理由がない。しかも、いわれなくしてこういうような制限には、こちらが納得のいかないものに、応ずるわけにはいかないということで、実は手をこまねいておるわけではございませんので、日本の考え方と

いうのは再三にわたりましたアメリカ側に伝えてございします。それからなお、お話の中にありましたアメリカの国内におきましても、やはり自由貿易のリーダースHIPを従来とつてきておるアメリカとして、こういう制限措置に走るべきではないという声も強く出ておるわけでございます。そういう方面に對するわがほうからのPR、あるいはヨーロッパ諸国、その他の情報交換、あるいは連絡を取り合うというように、いろいろなルートを通じてやっておりますので、決して手をこまねいてじつとしておるといふわけではございませぬ。

○塩出啓典君 それで、今回こういう構造改善事業をやられてございしますが、考えてみれば、繊維の場合は、原料である石油にしても、綿にしても、わが国に資源がない。またパルプも非常に不足してきておる、そういう状態でありまして、機械化の面について、機械のそういう技術という面においても、日本の国は非常におくれている。そういう点から考えるならば、この構造改善事業によつて體質を改善し、将来のわが国の繊維産業としては、一体いかなるところに焦点を置いておるのか。いまその商品の高級化、そういうようなお話でございしますが、また一方においては、低賃金の後進国がどんどん迫り上げてきておる。そういうような点を考えるならば、わが国の将来の繊維産業としては、いかなる部門に日本独特の力が発揮できるか。ただ安いからというだけでは、先ほどお話をいたしましたように、必ず行き詰まりがくると思ひます。そういう点で、今度の構造改善事業の内容といふものが、どういふ点で、どういふ方向を目標としているのかという、その点

がちょっとはつきりしないわけですが、これはアメリカには迫りつけないのではないかと、これはアメリカには迫りつけないのではないかと、そういうような気がするわけなんです、その点はどうなんですか、ちょっとお伺いしたいと思います。○政府委員(高橋淑郎君) いま例に出されました

アメリカの繊維産業も、一時は非常に苦境に陥つたのです。しかし、それも徹底した近代化あるいは合理化をはかることによって、また復活してきたというところでございまして、日本の紡績業のたとえば綿とかスフとかいう、そういう紡績業の例にとつて考えてみましても、設備が非常に陳腐化しておる、老朽化しておる、それからいかに過剰であるというところで、この設備を思い切つて近代化して、そして人手不足に對処して高性能の機械でもつて生産性を上げて、コストの安い糸を紡出すというのをいま一生懸命やっておりますので、私には、たとえばこの紡績を例にとつてみましても、近代化をするということによってどの国とも十分太刀打ちができる、ただしこれは量産品種の場合と、それから非量産品種の場合とはまた対策が違ひますけれども、やはりこの機械化を行なうことによってのメリットというものは、私は十分あり得るということを申し上げたいと思ひます。

それからどういふ方面をねらつて輸出をするかという点につきましては、これはもう確かに高級化の方向が一つ大事な分野としてございします。これは染色業の構造改善をはかることによって、あるいはメリヤスの分野においても高級化をはかることによって十分市場の開拓ができます。それから一般の織物につきましても、綿製品からいろいろ合繊織物への需要の移行にあわせて輸出をしていくということによって、先ほど申し上げましたように、こういう分野におきましては、まだ発展途上国との技術格差が非常にございしますから、日本が努力をしなければその格差というものを常に維持しながら、一歩先、一歩先というところで輸出を伸ばしていくことはできると思ひますので、私は努力をすれば必ず将来道が開けると、このように考えております。

○塩出啓典君 それで、まあいまアメリカ、それから東南アジアが非常に伸びているようでございしますが、将来の需要先として中共とかソ連

とか、そういう方面の見通しはどう考えておられますか。その点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(高橋淑郎君) ソ連は非常に日本の繊維製品に対して注目をし、関心を持ち、たとえば毛織物とかあるいはメリヤス品とか、そういうものに対する需要が出てきております。ですから、将来仰せのとおり、日本としては特定市場にあまり集中せず、できるだけ多くの市場を求めて伸びていくということが望ましいわけでございますから、ソ連はそういう意味で将来さらにさらに開拓すべき市場であると考えております。日中の貿易につきましては、これはバランスをとりながら拡大していくというやり方が現在とられておりますので、その伸ばし方においてやはり一定のワクといえますが、限界がございましてけれども、これもやはり根拠よく努力を続けて、中共市場に對してもできるだけ機会をとらまえて輸出を伸ばしていくべきである、このように考えます。

○堀出啓典君 やはりアメリカだけをたよるのではなくして、そういう東南アジア、中共、ソ連、こういう点にも大いに力を入れてやっていただきたいと思ひます。

それと、これはそういう問題と関連するわけでございますが、現在棉花の輸入です、そういう点で、中共やソ連あたりからも買ってもらいたい、そういう要望があるやに聞いておりますが、現在はおもにどこから入っているのか、それからまた将来はどういう方針であるのか、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋淑郎君) 手元に資料がございまして、アメリカ、メキシコ、エジプト、こういうところがもちろん主要輸入国でございまして、しかし最近ソ連の棉花を日本は買っております。それからオーストラリアからも棉花を買い始めております。おそらく相当多数の国から棉花を、数量は別といたしまして、買いつけておると、このように考えます。決して特定の市場だけから買っているということではございません。

○堀出啓典君 それでは時間がおそくなりましたので、要点だけ質問したいと思ひますが、メリヤスの輸出の値段が昭和三十九年、四十二年、非常に落ちておりますが、これはおたくからいたたい資料にそって書いてありますが、これはどういう理由で値段が下落したのか、どこに原因があるのか。

○政府委員(高橋淑郎君) 私は、やはり関係する企業あるいは方々が非常に多くて必要以上の競争をされる結果値段をくずしたということが一番の原因であらうと思ひます。過当競争です。

○堀出啓典君 これも通産局の資料でございまして、倒産も最近ふえておる。この倒産の理由というのはどういう点が理由で倒産したのか、大体の状況でいいと思ひますが、その点はわかりませんか。

○政府委員(高橋淑郎君) 繊維産業一般についての倒産が多いという御質問かと思ひますが……

○堀出啓典君 いやメリヤスだけ。

○政府委員(高橋淑郎君) 失礼しました。これはやはり非常に規模の小さい業者の方が多くて、全体でたしか一万四千企業ぐらいございまして、数も多いわけでございますから、その倒産の数も繊維産業全体の中でどの程度のウェートを占めるかというふうなそういう見方をした場合には、メリヤスが非常にきつ立って事として大きいかどうかというところは、ちょっと数字がありませんのでわかりませんが、仰せのように倒産は確かに多うございまして、それはもう一口でいえば零細企業が競争を合っているというところからくる倒産と、それからもう一つは、やはり品物をつくって売って代金を回収する、そういう場合の取引関係の資金が不足しているということが原因であると、このように考えます。

○堀出啓典君 この計画におきましてメリヤス及び染色業の、昭和四十八年ですか、終了時の生産の見込み、これはやはりどういふ観点から立てたのですか、この策定の内容というものをお聞きしたいと思ひます。やはりこれは将来の伸びというものが予想どおりいかいかい、これはやはり

り大きな問題じゃないかと思ふのです。その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(高橋淑郎君) これは繊維工業審議会それから産業構造審議会の繊維部会、合同で長い間からなされて、いろいろ御検討をいただきまして、それからまた実際にいろいろな数字を積み重ねまして、そして五年後の姿を描いたわけでございますから、もちろん頭の中で考えることではございますが、そのとおりいかどうか、これは何人も明言はできないわけでございますけれども、そういう作業を通じて出された数字からしますと、五年後にはメリヤスについて見ますと、大ざっぱに申し上げまして、物的生産性あるいは付加価値生産性ともども現在の二倍程度になるだろう、このように見込まれます。それから染色業につきましては、設備の近代化というものを中心にいたしました、これまた付加価値生産性は、現在の約二倍、物的生産性は現在は現在の一・五倍程度になるであろう、このように目標を定めております。この目標を達成するために、いろいろな努力をこれから進めたい、このように考えます。

○堀出啓典君 次に、人員の削減の問題でございまして、この計画では五年間で約人員が二十数%、どちらの業界も減るようになっておりますが、こういう人たちは自然に減っていくのか、非常に求人不足が低いようでありまして、そのために自然に減少するのか、あるいは転業、廃業していくのか、その点はどのような内容になっておるのか、その点をお尋ねします。

○政府委員(高橋淑郎君) 御指摘のように近代化あるいはこの構造改善をやったためにいわゆる退職を余儀なくされるということではございせん、求人不足であるいは人手不足、これは目を追って激しくなるわけでございますから、その人手不足に對処して現在以上の生産量を維持し、また現在以上の高度化、高級化された品物をつくっていくというためには、設備面で見れば近代化を徹底的にしていかなければいかぬ、そうすることに

よって、いまお示しのような五年後に数万人の労働に従事する方が減っても、その近代化によってギャップを埋めていくことができる、こういう姿でございます。

○堀出啓典君 これだけの人間が減ってもやっていると、減らないかもしれないし、減らなければもつと生産がふえちゃうし、あるいは合理化するためには首を切らなければならぬのか、そういう点は、やはり企業にまかせるというわけですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 私は、この構造改善あるいは近代化を進めることによつてのいわゆる強制的な首切りというよりは、これは起らないと思ひます。

○堀出啓典君 ということは、この計画で二四%減っているのは、自然に求人が集まらないから当然定年退職、当然やめていくその数だ、そう考えているわけですか。

○政府委員(高橋淑郎君) やはりほかの職場に変わっていく方もございまして、それからいわれるある年齢に達してそのままやめていかれる方もございまして、こういうふうな転職あるいは退職をしてよその職場に移っていくことについて、必要がある場合のいろいろな労働面での助成策というものは、これは関係省であります労働省とも十分連絡をとって従来やっておりますので、やっております。実は予算面で退職者対策の予算が四十三年度に数千万講ぜられておりました、これはたしか使用実績なしというように承知いたしておりました。手短かに申し上げれば、やはりこのわれわれの考えました目標からすれば、染色、メリヤス両業種とも五年後には自然退職あるいは転職ということで労働に従事される方が減っていくであろう。このように見ておるわけでございます。

○堀出啓典君 大体わかりましたが、二四%といえは非常に大きな減り方でありまして、自然退職だけで減るにはあまりひどい減り方でありまして、そういう点はわれわれも詳しくは調べてお

りませんが、そういう人たちに對する問題も、通産省としては労働省と話し合つて真剣に検討していただきたい。そのために零細企業がばかを見ることであつてはならないし、だからといって合理化をしていかなければならない、そういうひとつバランスを考えてやっていただきたいと思ひます。

それから次に後進国の問題でございますが、メリヤスも後進国から日本の國への輸入が非常に最近急増をしている、わが國は非常にアメリカ等に比べて機械化率がおくれているというお話でございますが、後進国の機械化率、それがこの資料にはないわけですが、これは大体どの程度なんでしょう。

○政府委員(高橋淑郎君) 台湾とか香港における機械化率というものは、手元に資料がございませんので、後刻調べまして、わかりましたらお届けいたしたいと思ひます。

それから先刻の、大事な点でつけ加へさせていただきます。これは、労働力が減るということとは、やはり基本は産業構造の變革に伴ひまして労働力が移動する、こういうことがポイントであろうと思ひますので、つけ加へさせていただきますと思ひます。

○堀出啓典君 最後に、さきほどちよつと問題出ましたが、織物のそういう紡績の機械、織物の機械、私たちは豊田織機等非常に世界において最も先端をいつておつた、そのように思つておつたわけでありまして、いろいろ聞いてみますと、最近是非常におくれている、トリコットの機械なんかももう九〇％輸入している、そういう状態と聞いておりますが、なぜこのように織物の機械がおくれているのか、また、それに対して今後どういう手を打っていくのか、これは繊維雜貨局とは関係のない問題かもしれませんが、そういう点はどういう状態がお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(高橋淑郎君) 第一点の、たとへば織機部門について開発がおくれているということのやはり大きな原因の一つは、その需要者である

織維産業のほうからの刺激がなかったということ、まあ従来からずっと研究は進めておられたのですけれども、そこにもう一つ刺激が足りなかつた、あるいは需要面からの刺激が足りなかつたというところが原因ではないかと思ひます。ちなみに、この構造改善が軌道に乗り始めてから、革新機械の実現を見ましたし、また近く革新機械が実用化されるという見通しもございますので、この点は従来に比しますれば非常に進んだ動きが出てくるのではないかと思ひます。先ほど近藤先生にお答えいたしましたように、いろいろな手だて、場面を通じて、この積極的な機械設備の開発にせつかく努力いたしたい、このように考えております。

○堀出啓典君 この五カ年間に於ける設備の改造ですね、設備の更新が行なわれるわけですが、その機械は國産なのか、あるいは外國の技術にたよろうとしてゐるのか、そのバランスは一体どういう方針でおられるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(高橋淑郎君) 極力國産でまかなうように進んでおりますが、しかし機種によりましては外國から技術提携によつてあるいは技術導入によつてやる、あるいはものによつては輸入機械にたよらざるを得ないということでございます。これはメリヤス、染色、紡績、織布、いろいろの分野あるいは機種によつて相違がございますが、極力國産機械の開発を進めたいというのが私たちの考え方でございます。

○堀出啓典君 現在織維關係の機械の輸出、東南アジア方面には輸出してゐると思ふのですが、また輸入、その程度がどの程度か、そうしてまた、いろいろ技術輸入と技術輸出の關係、それはいま、大体の傾向でいいと思ひますが、どういう状態、これからの見通しはどうなのか、その点はどうかでしやうか。

○政府委員(高橋淑郎君) 日本からの東南アを中心にした、たとへば織機の輸出というのは、これは相当大きな金額でございます。で、織機の輸入

も増大はいたしておりますが、その輸入の額に比べれば、もう比べものにならないほど輸出の金額は大きゅうございます。これは数字的にお手元に差し上げられますので、まあたとえばメリヤスの例をとつてみますと、國産と輸入の比率というのは、國産が九一、二％で輸入機械が八％ちよつと、まあこういうふうなことでございます。

○堀出啓典君 それでは最後でいいしたいと思います。まず、まあ先般ミシン工場を見学させていただきましたが、非常にミシン工場は技術の面においてアメリカに太刀打ちできる、そういう技術を持つてゐる。同じ日本でありながら、そういう機械の製造においても日本人は本質的にそういう機械の製造においては能力があると思ふのですね。技能オリンピックなんか見ても、非常に優秀な成績をおさめてゐる。そういう点から考へて、製品の輸出も大事かもしれませんが、やはり日本の将来のあり方としては、それ以上に織維機械、そういう面の後進國への輸出、あるいは将来は逆

に先進國へも輸出をする、そういうことも大事じゃないかと思ふわけですが、そういう点で、今日までのそういう織維機械に対する育成というものは非常に弱かつたと思ふけれども、そういう点をもつと強力に進めていかなければならないのではないかと、そのように思ひます。そういう点で通産省としての考へ、また、そういう面には具体的にどういうような援助をしていくのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(高橋淑郎君) 先ほどもお答えいたしましたように、今度の構造改善を契機といたしまして、織維機械の開発意欲というものが非常に高まつてまいりました。この意欲をさらに向上させていくというために、いろいろな場面をつくつて、行政指導をし、また公設の試験研究機関あるいは關係部局で構成いたします共同開発のワーキング・グループの設置を促進する、そういうようなことで、いろいろな手だてを講じてまいりたい。なお重要技術研究開発費補助金とか、こういう制度がございますので、せつかくこれを活用するようにも行政指導してまいりたいと思ひます。

○委員長(八木一郎君) 本法案についての質疑は、本日はこの程度にとどめます。次回は四月十五日火曜日午前十時から開會いたします。

本日はこれにて散會いたします。
午後零時三十四分散會

ましたように、今度の構造改善を契機といたしまして、織維機械の開発意欲というものが非常に高まつてまいりました。この意欲をさらに向上させていくというために、いろいろな場面をつくつて、行政指導をし、また公設の試験研究機関あるいは關係部局で構成いたします共同開発のワーキング・グループの設置を促進する、そういうようなことで、いろいろな手だてを講じてまいりたい。なお重要技術研究開発費補助金とか、こういう制度がございますので、せつかくこれを活用するようにも行政指導してまいりたいと思ひます。

○委員長(八木一郎君) 本法案についての質疑は、本日はこの程度にとどめます。次回は四月十五日火曜日午前十時から開會いたします。

本日はこれにて散會いたします。
午後零時三十四分散會

目次
第二章 事業の許可(第三條、第十五條)
第三章 供給(第十六條、第二十五條)
第四章 保安(第二十六條、第二十七條)
第五章 保安(第二十八條、第三十九條)
第二章 一般ガス事業
第一節 事業の許可(第三條、第十五條)
第二節 業務(第十六條、第二十五條)
第三節 會計(第二十六條、第二十七條)
第四節 ガス工作物
第一款 工事計画及び検査(第二十七條)
第二款 保安(第二十八條、第三十七條)
第三款 簡易ガス事業(第三十八條、第三十九條)
第四章 ガス事業以外のガスの供給等の事業
第五節 検査等(第三十九條の二、第三十條)
第六節 製造事業者の登録及びガス用品の指定検査機関(第三十九條の三、第三十九條の五)

の二第二十七條の六)

三十七條の七)

(第三十八條・第三十九條)

九條の六)

型式等(第三十九條の七・第三十九條の十四)
第三十九條の十六)

に改める。

第一條中「ガスの製造及び供給に伴う危険を防止する」を「ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制する」に改める。

第二條第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「需用」を「需要」に改め、「供給する事業」の下に「(第三項に規定するガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)」を加え、同條第二項を同條第七項とし、同條第一項の次に次の五項を加える。

2 この法律において「一般ガス事業者」とは、次の許可を受けた者をいう。

3 この法律において「簡易ガス事業」とは、一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備(以下「特定ガス発生設備」という。)においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であつて、一の団地内におけるガスの供給地点の数が五十以上のものをいう。

4 この法律において「簡易ガス事業者」とは、第三十七條の二の許可を受けた者をいう。

5 この法律において「ガス事業」とは、一般ガス事業及び簡易ガス事業をいう。

6 この法律において「ガス事業者」とは、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者をいう。

8 一般ガス事業者がその供給区域内において簡易ガス事業を営むときは、その簡易ガス事業は、一般ガス事業とみなす。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 一般ガス事業

第二章第三條の前に次の節名を附する。

第一節 事業の許可

第三條中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

第四條第一項中「左に掲げる」を「次の」に改め、同項第一号中「氏名及び住所」を「氏名」に改め、同項第二号中「供給区域」の下に「並びに供給地点群(特定ガス発生設備に係るガスの供給地点であつて一の団地内にあるものの総体をいう。以下同じ。)」ごとく供給地点及びその数」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

ロ 通商産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

第四條第二項中「供給区域」の下に「及び供給地点」を加える。

第五條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「需用」を「需要」に改め、同條第二号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、「供給区域」の下に「又は供給地点」を加え、同條第三号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「又は一部において」を「若しくは一部において又はその供給地点について」に改め、同條第四号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、「経理

的基礎」の下に「及び技術的能力」を加え、同條第五号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を同條第七号とし、同條第四号の次に次の二号を加える。

五 その一般ガス事業の計画が確実であること。

六 特定ガス発生設備に係るものにあつては、その供給地点につき、特定ガス発生設備に代えて、これ以外のガス工作物によりガスの供給を行なうべき確実な計画を有するものであること。

第六條第一項中「ガス事業」を「第三條」に改め、同條第二項中「左に掲げる」を「次の」に改め、同項第三号中「供給区域」の下に「並びに供給地点群」とに供給地点及びその数」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

ロ 第四條第一項第三号の通商産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

第七條の見出し中「設備」を「ガス工作物」に改め、同條第一項中「第三條の許可を受けた者(以下「ガス事業者」という。)」を「一般ガス事業者」に、「一年以上三年以下」を「三年以内」に改め、「期間」の下に「(前條第二項第四号のガス工作物の設置に三年をこえる期間を要すると認められる場合にあつては、三年をこえ七年以内において通商産業大臣が指定する期間)」を加え、前條第二項第四号の設備」を「同号のガス工作物」に改め、同條第二項中「供給区域」の下に「若しくは供給地点」を加え、「設備」を「ガス工作物」に改め、同條第三項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同條第四項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「設備」を「ガス工作物」に改める。

第八條の見出しを「(供給区域等の変更)」に改め、同條第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同号の事項の変更であつて、通商産業省令で定める軽微なものをしようとするときは、この限りでない。

第八條第三項中「供給区域」の下に「又は供給地点」を加え、同項を同條第四項とし、同條第二項中「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 一般ガス事業者は、前項ただし書の通商産業省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第九條中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第十條の見出し中「譲渡及び譲受」を「譲渡し及び譲受け」に改め、同條第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「譲渡及び譲受」を「譲渡し及び譲受け」に改め、同條第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第十一條第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「譲渡」を「譲渡し」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同條第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第十二條の見出し中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同條第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「但し」を「ただし」に改め、同條第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

第十三條第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同條第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同條第三項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

第十四條の見出しを「(事業の許可の取消し等)」に改め、同條第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「設備」を「ガス工作物」に改め、同條第二項中「除外」を「除外ほか」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「基づく」を「基づ

く」に改め、同条第三項中「取消」を「取消し」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第十五条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「第八条第三項」を「第八条第四項」に改め、供給区域の下に「若しくは供給地点」を加え、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「供給区域の一部」の下に「又は供給地点」を加え、「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「行つて」を「行なつて」に、「減少する」を「減少し、又はその供給地点を減少する」に改める。

第三章 供給 第十六条の前に次の節名を附する。

第二節 業務

第十六条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「供給区域」の下に「又は供給地点」を加え、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、この法律又は他の法律の規定による許可を受け、その許可を受けたところによつてする場合を除き、「地域」の下に「又はその供給区域内における供給地点以外の地点」を加え、「需用」を「需要」に改める。

第十七条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第四号中「取扱」を「取扱い」に改める。

第十八条第一項及び第十九条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第二十条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十一条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「政令で定める方法」を「通商産業省令で定めるところに」、「熱量及び圧力」を「熱量、圧力及び燃焼性(以下「熱量等」という。))」に改める。

第二十二条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各

号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 ガスを供給する一般ガス事業者の一般ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 ガスの供給を受ける一般ガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適正にするものであること。

第二十三条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「需用」を「需要」に改め、「場合」の下に「及び前条第一項の認可に係る契約により供給する場合」を加え、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同項第二号中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「行われる」を「行なわれる」に、「行つて」を「行なつて」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十四条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第二十五条中「行つて」を「行なつて」に、「前条第一項に規定する」を「一般の需要に応じて供給する場合及び前条第一項の認可に係るガスの料金その他の供給条件により供給する」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(ガスの供給計画)
第二十五条の二 一般ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降の通商産業省令で定める期間について、ガスの供給計画を作成し、当該年度の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 一般ガス事業者は、ガスの供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 一般ガス事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、ガスの供給計画のうち通商産業省令で定める事項を営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所

に掲示しておかなければならない。前項の規定による届出をしたときも、同様とする。

4 通商産業大臣は、ガスの供給計画の変更が公共の利益の増進を図るため特に必要であると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガスの供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

5 通商産業大臣は、一般ガス事業者がそのガスの供給計画を実施していないため、公共の利益の増進に支障を生じていると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガスの供給計画を確実に実施すべきことを勧告することができる。

(業務の方法の改善命令)
第二十五条の三 通商産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に一般ガス事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置をすみやかに行なわないとき、一般ガス事業者が第四十条の二第二項の規定による調査若しくは同条第三項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないとき、その他そのガスの供給の業務の方法が適切でないため、ガスの使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般ガス事業者に對し、その供給の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

(供給区域の調整等の勧告)
第二十五条の四 通商産業大臣は、二以上の一般ガス事業者間に對し、その供給区域を調整し、又はその事業を一体として経営することが公共の利益の増進を図るため特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、一般ガス事業者に對し、その旨を勧告することができる。

「第四章 会計」を削り、第二十六条の前に次の節名を附する。

第三節 会計

第二十六条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第二十七条中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、

「対し、」の下に「一般ガス事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき」を加え、「固定資産について、減価償却を行う」を「これを行なう」に改める。

「第五章 保安」を削り、第二十八条の前に次の節名、一款及び款名を加える。

第四節 ガス工作物
第一款 工事計画及び検査

(工事計画)
第二十七条の二 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、通商産業省令で定めるものをしよるとするときは、その工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 一般ガス事業者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第三条又は第八条第一項の許可を受けたところ(同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)によるものであること。

二 そのガス工作物が第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

三 そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

4 一般ガス事業者は、第一項ただし書の場合には、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 一般ガス事業者は、第二項ただし書の場合

は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第二十七条の三 一般ガス事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、前条第一項の通商産業省令で定めるものの以外のものをしようとするときは、工事の開始の日より三十日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（通商産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合していないと認めるときは、一般ガス事業者に対し、その工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

（使用前検査）

第二十七条の四 第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けて設置又は変更の工事をするガス工作物は、その工事について通商産業省令で定める工事の工程ごとに通商産業大臣が行なう検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、そのガス工作物が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行なわれたものであること。

二 第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

第二十七条の五 通商産業大臣は、前条第一項に規定するガス工作物について同項の検査を行なつた場合においてやむを得ない必要があると認め

めるときは、期間及び使用の方法を定めて、そのガス工作物を仮合格とすることが出来る。

2 前項の規定により仮合格とされたガス工作物は、前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた期間内は、同項の規定により定められた方法により使用することを妨げない。

（定期検査）

第二十七条の六 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物であつて通商産業省令で定めるものについては、通商産業省令で定める時期ごとに、通商産業大臣が行なう検査を受けなければならない。

第二款 保安

第二十八条の見出し中「維持」を「維持等」に改め、同条第一項中「ガス事業者は、」を「一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供する」に、「保安上」を「技術上」に改め、同条第二項中「通商産業大臣は、」の下に「一般ガス事業の用に供する」を加え、「保安上」を「技術上」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「又は移動すべきことを命ずる」を「若しくは移動し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガス工作物を移動し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることが出来る。

第二十九条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第三十条の前の見出し及び同条を次のように改める。

（保安規程）

第三十条 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用

に供するガス工作物の工事、維持及び運用に關する保安を確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 一般ガス事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に關する保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることが出来る。

4 一般ガス事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

第三十一条を削り、第三十二条第一項中「ガス事業者は、事業場（通商産業省令で定める範囲のものに限る。）ごとに、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、」に、「ガスの製造及び供給の作業に關して」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に關する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十三条第一項中「及び乙種ガス主任技術者免状」を「乙種ガス主任技術者免状及び丙種ガス主任技術者免状」に改め、同条第二項中「ガスの製造及び供給の作業」を「ガス工作物の工事、維持及び運用」に改め、同条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「ガスの製造及び供給の作業に關する」を「実務の」に改め、同項第二号中「十五年以上ガスの製造及び供給の作業に従事した者であつて、」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第四項中「左の」を「次の」に、「行わない」を「行なわない」に改め、同項第二号中「又はこの法律に基く命令の規定」を「若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分」に、「終り」を「終わり」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十四条中「又はこの法律に基く命令の規

定」を「若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十五条第一項中「ガスの製造及び供給の作業」を「ガス工作物の工事、維持及び運用に關する」に、「行」を「行なう」に改め、同条第二項中「行」を「行なう」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十五条の二第二項中「ガスの製造及び供給の作業の」を「ガス工作物の工事、維持及び運用に關する」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十六条第一項中「行ななければ」を「行なわなければならない」に改め、同条第二項中「ガスの製造又は供給の作業」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用」に改める。

第三十七条中「基く」を「基づく」に、「行なせる」を「行なわせる」に、「ガスの製造及び供給の作業の」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に關する」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 簡易ガス事業

（事業の許可）

第三十七条の二 簡易ガス事業を営もうとする者は、供給地点群ごとに、通商産業局長の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第三十七条の三 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 供給地点及びその数

三 ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び通商産業省令で定めるその附属設備（以下「特定ガス工作物」という。）の位置、構造及び能力別の数

2 前項の申請書には、供給地点の図面その他通商産業省令で定める書類を添付しなければならない

ない。

(許可の基準)

第三十七条の四 通商産業局長は、第三十七条の二の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その簡易ガス事業の開始が一般の需要に適合すること。

二 その簡易ガス事業の特定ガス発生設備の能力がその供給地点におけるガスの需要に應ずることができるものであること。

三 その供給地点が一般ガス事業者の供給区域内にあるものにあつては、その簡易ガス事業の開始によつてその一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある地域についてその一般ガス事業者の適切かつ確実なガスの供給計画がある場合には、その簡易ガス事業の開始により、当該地域におけるガスの使用者の当該供給計画の実施によつて受けるべき利益が阻害されないこと。

四 その簡易ガス事業の開始によつてその供給地点についてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

五 その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

六 その簡易ガス事業の特定ガス工作物が第三十七条の七第一項において準用する第二十八條第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものであること。

七 その簡易ガス事業の計画が確実であること。

八 その簡易ガス事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切であること。

2 通商産業局長は、第三十七条の二の規定による処分であつて一般ガス事業者の供給区域に係るものをする場合は、前項第三号又は第四号の規定の適用(同号の規定の適用にあつては、一般ガス事業と簡易ガス事業との間における事業活動の調整を要する場合に限る。)について地方

ガス事業調整協議会の意見をきかなければならない。

(許可証)

第三十七条の五 通商産業局長は、簡易ガス事業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 供給地点及びその数

四 特定ガス工作物の位置、構造及び能力別の数

(供給義務)

第三十七条の六 簡易ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給地点におけるガスの供給を拒んではならない。

2 簡易ガス事業者は、この法律又は他の法律の規定による許可を受け、その許可を受けたところによつてする場合を除き、その供給地点以外の地点において、一般の需要に応じ導管によりガスを供給してはならない。

(準用)

第三十七条の七 第七条から第十一条まで、第三十八条から第十五条まで、第十七条から第二十一条まで、第二十五条の三、第二十六条、第二十八條、第三十一条及び第三十七條の規定は、簡易ガス事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業局長」と、第八條第三項及び第十條第三項中「第五條」とあるのは「第三十七條の四」と読み替へるものとする。

2 第二十七條の四の規定は、簡易ガス事業の用に供する特定ガス工作物に準用する。この場合において、同条第一項中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業局長」と、同条第二項第一号中「第二十七條の二第一項又は第二項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)」とあるのは「第三十七條の二又は第三十七條の七

第一項において準用する第八條第一項の許可を受けたところ(第三十七條の七第一項において準用する第八條第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)」と読み替へるものとする。

3 第三十條及び第三十六條第二項の規定は、簡易ガス事業者に準用する。この場合において、第三十條中「通商産業大臣」とあるのは、「通商産業局長」と読み替へるものとする。

第四章 ガス事業以外のガスの供給等の事業

第三十八條を次のように改める。

(準用)

第三十八條 第二十七條の三、第二十八條第一項及び第二項、第三十一條、第三十六條第二項並びに第三十七條の規定は、政令で定めるところにより、ガスを供給する事業(ガス事業を除く。)又は自ら製造したガスを使用する事業(これらの事業について鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号。以下「液化石油ガス法」という。))の適用を受ける場合にあつては、これらの法律の適用を受ける範囲に属するものを除く。)を行なう者(以下「準用事業者」という。)に準用する。この場合において、第二十七條の三第一項中「前条第一項の通商産業省令で定めるものの以外のも」とあるのは「通商産業省令で定めるもの」と、同条第二項中「前条第三項各号」とあるのは「第二十七條の二第三項第二号」と読み替へるものとする。

第三十九條の見出し中「ガス事業者以外の者」を削り、同条中「ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行なうもの又は自ら製造したガスを使用する事業を行なう者」を「準用事業者」に改め、同条の次に次の一章を加える。

第五章 ガス用品

第一節 検定等

(定義)

第三十九條の二 この法律において「ガス用品」とは、主として一般消費者等(液化石油ガス法第二條第二項に規定する一般消費者等をいう。)がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料(同条第四項に規定する機械、器具又は材料を除く。)であつて、政令で定めるものをいう。

(検定等)

第三十九條の三 ガス用品の販売の事業を行なう者は、通商産業大臣又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行なり検定を受け、これに合格したものであるとして第三十九條の五の規定により表示が附されているもの又は第三十九條の十二の規定により表示が附されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出その他特定の用途に供するガス用品を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は第三十九條の十一第一項ただし書の承認に係るガス用品を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合、この限りでない。

(検定の申請)

第三十九條の四 ガス用品について前条の検定(以下単に「検定」という。)を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

(合格及び表示)

第三十九條の五 通商産業大臣又は指定検定機関は、前条の申請に係るガス用品について通商産業省令で定める方法により検定を行ない、これが通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは検定に合格したものととし、これに

通商産業省令で定めるところにより表示を附さなければならない。

(表示の制限)

第三十九條の六 何人も、前条又は第三十九條の十二の規定により表示を附する場合を除くは

認を受ける者」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(消費機器に関する周知及び調査)

第四十条の二 ガス事業者は、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具(以下「消費機器」という。)を使用する者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に關し必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。

2 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

3 ガス事業者は、前項の規定による調査の結果、消費機器が同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

4 ガス事業者は、その供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その供給するガスの使用者からその事実を通知され、これに対する措置をとることを求められたときは、すみやかにその措置をとらなければならない。自らその事実を知つたときも、同様とする。

5 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二項の規定による調査

及び第三項の規定による通知に關する業務に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(基準適合命令)

第四十条の三 通商産業大臣は、消費機器が前条第二項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費機器を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

(地方ガス事業調整協議会)

第四十条の四 通商産業局に、地方ガス事業調整協議会を置く。

2 地方ガス事業調整協議会(以下「協議会」という。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業局長の諮問に応じ、ガス事業者の事業活動の調整に關する重要事項を調査審議する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業局長が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 この法律に定めるもののほか、協議会に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四十一条中「左の」を「次の」に改め、同条の表を次のように改める。

手数料を納付しなければならない者	金額
一 第二十七条の四第一項の検査を受けようとする者	七万円
二 第二十七条の六の検査を受けようとする者	七千円
三 国家試験を受けようとする者	八百円
四 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者	三百円
五 ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者	二百円
六 第三十二条第三項第二号の規定による認可を受けようとする者	八百円
七 第三十七条の七第二項において準用する第二十七条の四第一項の検査を受けようとする者	二万円
八 第三十九条の七の登録を受けようとする者	六千円
九 第三十九条の八第一項の承認又は第三十九条の十第一項の承認の更新を受けようとする者(指定検定機関が行なう試験に合格したガス用品の型式について、これらの承認又は承認の更新を受けようとする者を除く。)	十万円
十 指定検定機関が行なう試験を受けようとする者	十万円
十一 第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十条の規定による登録証の訂正又は第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十二条の規定による登録証の再交付を受けようとする者	五百円
十二 第三十九条の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十七条の規定による登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	百円
十三 第三十九条の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十七条の規定による登録簿の閲覧を請求しようとする者	五十円

第四十一条に次の一項を加える。

2 ガス用品について検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第四十五条の次に次の二条を加える。

(ガス工作物検査官)
第四十五条の二 通商産業省に、ガス工作物検査官を置く。

2 ガス工作物検査官は、第二十七条の四(第三十七条の七第二項において準用する場合を含む。又は第二十七条の六の検査に關する事務に従事する。

3 ガス工作物検査官の資格に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条の三 通商産業大臣は、毎年、一般ガス事業者の事業の監査をしなければならない。

第四十六条中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行なう者」を「ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その事業に關し報告をさせることができる。

第四十七条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行なう者」を「ガス事業者、準用事業者又はガス用品の

製造若しくは販売の事業を行なう者」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第四十七条の次に次の二条を加える。

(高圧ガス取締法の適用除外)
第四十七条の二 高圧ガス取締法中高圧ガスの製造又は販売の事業及び高圧ガスの製造又は販売のための施設に関する規定は、ガス事業及びガス工作物については、適用しない。

(通報等)

第四十七条の三 通商産業局長は、第三十七条の二の許可若しくは第三十七条の七第一項において準用する第十三条第一項の許可をし、又は第三十七条の七第一項において準用する第十四条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消しをしたときは、その旨を消防庁長官に通報しなければならない。

2 通商産業大臣は、第三十七条の七第一項において準用する第二十八条第一項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、消防庁長官の意見をきかなければならない。

第四十八条中「又は第十八条」を「若しくは第十八条」に改め、「処分をしようとするとき」の下に、「又は第三十九条の二の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき」を加える。

第四十九条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「第二項又は」を「第二項、」に、「の規定」を「第三十九条の十三、第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十四条、第三十九条の十四第三項において準用する同法第六十七條若しくは第三十九条の十六第一項において準用する同法第八十条又は第三十七条の七第一項において準用する第十四

条第一項若しくは第二項若しくは第十五条第一項若しくは第二項の規定」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(指定検定機関の処分についての審査請求)

第四十九条の二 第三十九条の五の規定による指定検定機関の処分不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第五十条の見出し中「異議申立て」を「不服申立て」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求又は異議申立て」に、「決定」を「裁決又は決定」に、「前条」を「第四十九条」に改める。

第五十一条中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第五十一条の二 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第五十二条第二項を削る。

第五十五条中「第三条」の下に「又は第三十七条の二」を加える。

第五十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十三条第一項」の下に「(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第十六条第一項」の下に「又は第三十七条の六第一項」を加え、同条第三号中「第十六条第二項」の下に「又は第三十七条の六第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 第三十九条の十六第一項において準用する液化石油ガス法第八十条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処

する。

第五十七条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第八条第一項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)(の規定に違反してガス工作物を変更した者

第五十七条第二号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同条第三号中「第二十條」の下に「(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、同条第七号中「第三十二條第一項」を「第三十一條第一項」に、「第三十八條」を「第三十七条の七第一項において、又は第三十八條」に改め、同条を同条第十号とし、同条第六号の次に次の三号を加える。

七 第二十五條の三(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)(の規定による命令に違反した者

八 第二十七條の二第二項の規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

九 第二十八條第三項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)(の規定による命令又は処分違反した者

第五十八條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第二十一條」の下に「(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号を削り、同条第二号中「第三十八條」を「第三十七条の七第一項において、又は第三十八條」に改め、「命令」の下に「又は処分」を加え、同条を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十七條の三第二項(第三十八條の規定により準用する場合を含む。)(の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

三 第二十七條の四第一項(第三十七条の七第二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反してガス工作物を使用した者

第五十八條の次に次の一条を加える。

第五十八條の二 第三十九條の三の規定に違反してガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十九條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八條第三項」を「第八條第四項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)(及び第三十七条の七第一項に改め、「第三十二條第二項」を「(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)(、第二十五條の二第二項若しくは第二項、第二十七條の二第四項若しくは第五項、第三十條第一項若しくは第二項(第三十七条の七第三項において準用する場合を含む。)(、第三十一條第二項」に、「第三十八條」を「第三十七条の七第一項において、又は第三十八條」に改め、同条第二号中「第十九條」の下に「(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」又は第二十五條の二第三項」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 第二十七條の三第三項(第三十八條の規定により準用する場合を含む。)(の規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

第五十九條中第七号を削り、第六号を第十一号とし、同条の前に次の四号を加える。

七 第三十九條の六の規定に違反して表示を附した者

八 第三十九條の十一第二項の規定に違反して検査を行なわず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

九 第三十九條の十三の規定による禁止に違反した者

十 第四十條の二第五項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十九條第五号中「第三十七條」を「第三十條第三項(第三十七条の七第三項において準用する場合を含む。)(、第三十七條」に、「第三十八條」を「第三十七条の七第一項において、又は第三十八條」に、「の規定による」を「又は第四十條の三

の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 第二十七条の六又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十九条の次に次の一条を加える。

第五十九条の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条の十六第一項において準用する液化石油ガス法第七十四条の許可を受けないで検定等の業務の全部を廃止したとき。

二 第三十九条の十六第一項において準用する液化石油ガス法第八十一条第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第六十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第九号」を「第八号第二項若しくは第九号（これらの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）又は第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第四十八条第二項、第四十九条若しくは第五十一条」に改め、同条第二号中「第二十六号」の下に「第三十七号の七第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十六条の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

第二条 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第五条第一項又は第六条の許可を受けて改正後の第二条第三項に規定する簡易ガス事業に相当

する事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、改正後の第八条第一項又は第三十七条の二の許可を受けず、従前の例によりその事業を営むことができる。

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、改正後の第三十七条の三第一項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は通商産業局長に届け出たときは、当該簡易ガス事業に相当する事業を営むことについて、それぞれ改正後の第八条第一項又は第三十七条の二の許可を受けたものとみなす。

3 改正後の第二十条（改正後の第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定により許可を受けたものとみなされた者については、同項の規定による届出をした日から六十日間は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に改正後の第二条第一項に規定する一般ガス事業に相当する事業を営んでいる者に關する改正後の第二十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該年度の開始前」とあるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第号）の施行後遅滞なく」とする。

第四条 この法律の施行の日から三十日以内に改正後の第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事をしようとする者に關する改正後の第二十七条の三第一項の規定の適用については、同項中「工事の開始の日」の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第五条 改正後の第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供するガス工作物であつて、この法律の施行の際現にその設置又は変更の工事をしているものに關する改正後の第二十七条の四の規定の適用については、同条第二項第一号中「第三十七条の二第一項又は第二項の認可を受け

た工事の計画（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）とあるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第号）による改正前の第三条又は第八条第一項の許可に係るガス工作物の設置又は変更の工事にあつては同法による改正前の第三条又は第八条第一項の許可、同法による改正後の同項の許可に係るものにあつては同法による改正後の同項の許可を受けたところ」とする。

第六条 この法律の施行の際現に改正後の第二条第五項に規定するガス事業に相当する事業を営んでいる者に關する改正後の第三十条第一項（改正後の第三十七条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十条第一項中「事業の開始前」とあるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第号）の施行後（同法附則第二条第二項の規定により第三十七条の二の許可を受けたものとみなされた者にあつては、同法附則第二条第二項の規定による届出をした日後）遅滞なく」とする。

第七条 附則第二条第一項に規定する者が同条第二項の規定による届出をした際現にその者によつて従前の例により高圧ガス取締法第二十八条第二項の規定による販売主任者として選任されている者は、この法律の施行の日から九月間、改正後の第三十一条第一項の規定によりガス主任技術者として選任されたものとみなす。

（罰則の適用）
第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる改正後の第二条第三項に規定する簡易ガス事業に相当する事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律の一部改正等）
第九条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適

正化に關する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「容器内」の下に「又はその容器に附屬する気化装置内」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項のガス事業及び同法第二十三条の許可を受けて行なう事業を除く。）をいう。

第十三条中「液化石油ガス販売事業者は」の下に「その販売の方法が政令で定める供給設備を用いるものである場合を除き」を加える。

第十四条第三号中「液化石油ガス」の上に「前条に規定する供給設備又は」を加える。

2 この法律の施行の際現に前項の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業に相当する事業につき高圧ガス取締法第五条第一項又は第六条の許可を受けている者については、液化石油ガス法附則第二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三号第一項」とあり、同条第二項中「同条第一項」と読み替えるものとする。

3 液化石油ガス法第十一条の規定は、前項において準用する同法附則第二条第二項の規定により許可を受けたものとみなされた者が当該許可に係る事業を行なう場合には、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

4 第二項において準用する液化石油ガス法附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる改正後の同法第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業に相当する事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第六号の三中「第六号」の下に「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三号若しくは第三十七号の二」を加える。

第三百四十九条の三第三項中「昭和二十九年法律第五十一号」を削り、「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表第十号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第二号中「第二条第一項」を「第二条第五項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

三十四 ガス事業の許可又はガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可

（一）ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条（事業の許可）の一般ガス事業の許可又は同法第八条第一項（供給区域等の変更）の供給区域の増加に係る変更の許可（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）

（二）ガス事業法第八条第一項の供給地点の変更の許可（供給地点群の増加に係るものに限り。）又は同法第三十七号の二（事業の許可）の簡易ガス事業の許可

許可件数	一件につき	三万円
許可件数	一件につき	五千円

（大気汚染防止法の一部改正）

第十四条 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第二条第二項」を「第二条第七項」に改める。

（騒音規制法の一部改正）

第十五条 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第二条第二項」を「第二条第七項」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十六条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

改正する法律案

四月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業者の事業分野の確保に関する法律（案衆）

（目的）

第一条 この法律は、国民経済上中小企業者の事業分野として確保することが適切であると認められる業種を指定し、当該業種に属する事業の分野への大企業者の進出に対し必要な規制を行ない、もつて中小企業者の存立の基盤を擁護し、あわせて経済秩序の維持を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 常時使用する従業員数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が五千万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものを除く。）にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであつて、その政令で定める業

種に属する事業を主たる事業として営むもの
四 中小企業等協同組合であつて、前各号に掲げる者のみを直接又は間接の構成員とするもの

2 この法律において「大企業者」とは、事業を営む者であつて、中小企業者以外のものをいう。

（業種の指定）

第三条 中小企業者の事業分野として確保すべき業種は、製造業、建設業又はサービス業に属する業種のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に属する事業に係る過去一年間の生産実績又は取扱量のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものであつて、経済的に中小規模の企業形態による事業経営にも適切であり、かつ、当該業種に属する事業の分野に大企業者が進出することが中小企業者の事業活動を著しく圧迫すると認められるものについて、政令で指定する。

（届出）

第四条 前条の規定により指定された業種（以下「指定業種」という。）に属する事業を当該指定があつた際現に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

（大企業者の進出制限等）

第五条 第三条の規定による指定があつた後は、大企業者は、当該指定業種に属する事業を新たに営み、又は当該指定業種に属する事業の設備の新設、増設その他の政令で定める経営規模の拡張をしてはならない。

（大企業者に対する命令）

第六条 主務大臣は、指定業種につき、大企業者の事業活動により相当部分の中小企業者が圧迫を受けその存立に重大な悪影響を受けていると認めるときは、当該大企業者に対し、その圧迫

を緩和するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

(脱法的行為の禁止)

第七条 大企業者は、第三条の規定による指定があつた後は、指定業種に属する事業を営む中小企業者に対し、新たに資本的又は人的關係において支配力を及ぼしてはならない。

2 大企業者が資本的又は人的關係において支配力を及ぼしている中小企業者は、第五条及び前条の規定の適用については、大企業者とみなす。

3 前二項に規定する資本的又は人的關係において支配力を及ぼす行為は、政令で定める。

(排除措置)

第八条 主務大臣は、大企業者が前条第一項の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該大企業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(諮問)

第九条 主務大臣は、第三条、第五条若しくは第七条第三項の規定による政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第六条若しくは前条の規定による命令をしようとするときは、中小企業政策審議会にはかり、その意見を尊重しなければならない。

(主務大臣)

第十条 この法律における主務大臣は、中小企業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十一条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

(罰則)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定に違反した者

二 第六条又は第八条の規定による命令に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十三条 第四条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第六号中正誤

ページ	行	誤	正
一	三五六	切り換かえた	切りかえた
二	終わり	二〇日間	二十日間
三	二	二日	二十日
四	三	手続が	手続を
五	終わり	リース	レール
六	三	六	
七	四	九	
八	三	言った	言つて
九	二	三	
一〇	三	三	
一一	三	三	
一二	三	三	
一三	三	三	
一四	三	三	
一五	三	三	
一六	三	三	
一七	三	三	
一八	三	三	
一九	三	三	
二〇	三	三	
二一	三	三	
二二	三	三	
二三	三	三	
二四	三	三	
二五	三	三	
二六	三	三	
二七	三	三	
二八	三	三	
二九	三	三	
三〇	三	三	
三一	三	三	
三二	三	三	
三三	三	三	
三四	三	三	
三五	三	三	
三六	三	三	
三七	三	三	
三八	三	三	
三九	三	三	
四〇	三	三	
四一	三	三	
四二	三	三	
四三	三	三	
四四	三	三	
四五	三	三	
四六	三	三	
四七	三	三	
四八	三	三	
四九	三	三	
五〇	三	三	
五一	三	三	
五二	三	三	
五三	三	三	
五四	三	三	
五五	三	三	
五六	三	三	
五七	三	三	
五八	三	三	
五九	三	三	
六〇	三	三	
六一	三	三	
六二	三	三	
六三	三	三	
六四	三	三	
六五	三	三	
六六	三	三	
六七	三	三	
六八	三	三	
六九	三	三	
七〇	三	三	
七一	三	三	
七二	三	三	
七三	三	三	
七四	三	三	
七五	三	三	
七六	三	三	
七七	三	三	
七八	三	三	
七九	三	三	
八〇	三	三	
八一	三	三	
八二	三	三	
八三	三	三	
八四	三	三	
八五	三	三	
八六	三	三	
八七	三	三	
八八	三	三	
八九	三	三	
九〇	三	三	
九一	三	三	
九二	三	三	
九三	三	三	
九四	三	三	
九五	三	三	
九六	三	三	
九七	三	三	
九八	三	三	
九九	三	三	
一〇〇	三	三	

第七号中正誤

ページ	行	誤	正
一	一	なぬほど	なるほど
二	二	でしよう	でしようか
三	三	判定	制定
四	四	三	
五	五	三	
六	六	三	
七	七	三	
八	八	三	
九	九	三	
一〇	一〇	三	
一一	一一	三	
一二	一二	三	
一三	一三	三	
一四	一四	三	
一五	一五	三	
一六	一六	三	
一七	一七	三	
一八	一八	三	
一九	一九	三	
二〇	二〇	三	
二一	二一	三	
二二	二二	三	
二三	二三	三	
二四	二四	三	
二五	二五	三	
二六	二六	三	
二七	二七	三	
二八	二八	三	
二九	二九	三	
三〇	三〇	三	
三一	三一	三	
三二	三二	三	
三三	三三	三	
三四	三四	三	
三五	三五	三	
三六	三六	三	
三七	三七	三	
三八	三八	三	
三九	三九	三	
四〇	四〇	三	
四一	四一	三	
四二	四二	三	
四三	四三	三	
四四	四四	三	
四五	四五	三	
四六	四六	三	
四七	四七	三	
四八	四八	三	
四九	四九	三	
五〇	五〇	三	
五一	五一	三	
五二	五二	三	
五三	五三	三	
五四	五四	三	
五五	五五	三	
五六	五六	三	
五七	五七	三	
五八	五八	三	
五九	五九	三	
六〇	六〇	三	
六一	六一	三	
六二	六二	三	
六三	六三	三	
六四	六四	三	
六五	六五	三	
六六	六六	三	
六七	六七	三	
六八	六八	三	
六九	六九	三	
七〇	七〇	三	
七一	七一	三	
七二	七二	三	
七三	七三	三	
七四	七四	三	
七五	七五	三	
七六	七六	三	
七七	七七	三	
七八	七八	三	
七九	七九	三	
八〇	八〇	三	
八一	八一	三	
八二	八二	三	
八三	八三	三	
八四	八四	三	
八五	八五	三	
八六	八六	三	
八七	八七	三	
八八	八八	三	
八九	八九	三	
九〇	九〇	三	
九一	九一	三	
九二	九二	三	
九三	九三	三	
九四	九四	三	
九五	九五	三	
九六	九六	三	
九七	九七	三	
九八	九八	三	
九九	九九	三	
一〇〇	一〇〇	三	